

## ◎ 地方譲与税の概要

### 1 地方揮発油譲与税

(1) 譲与総額

地方揮発油税収入額に相当する額

(2) 譲与団体

都道府県及び市町村（特別区を含む。）

(3) 譲与の基準

ア 都道府県及び指定市

地方揮発油譲与税の 58/100 に相当する額を都道府県及び道路法第 7 条第 3 項に規定する指定市に対し、前年 4 月 1 日現在における各都道府県及び指定市の区域（指定市を包括する都道府県にあっては、当該指定市の区域を除いた区域）内に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該都道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与する。

イ 市町村

地方揮発油譲与税の 42/100 に相当する額を市町村に対し、前年 4 月 1 日現在における各市町村の区域内に存する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与する。

(4) 譲与の時期

6 月、11 月及び 3 月

(5) 使 途

条件制限なし

### 2 石油ガス譲与税 省略

### 3 自動車重量譲与税

(1) 譲与総額

自動車重量税収入額の 1000 分の 407 に相当する額

(2) 譲与団体

市町村（特別区を含む。）

(3) 譲与の基準

前年 4 月 1 日現在における各市町村の区域内に存する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積にあん分して譲与する。

(4) 譲与の時期

6 月、11 月及び 3 月

(5) 使 途

条件制限なし

### 4 特別とん譲与税

(1) 譲与総額

特別とん税収入額の全額

(2) 譲与団体

開港所在市町村

(3) 譲与の基準

開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額（一つの開港に係る開港所在市町村が二つ以上あるときは、その区域を管轄区域とする税関に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与し、この場合にその区域が一つの税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところによって当該税関に係る特別とん税の収入額に相当する額をあん分した額を譲与する。）

(4) 譲与の時期

9月及び3月

(5) 使 途

条件制限なし

## 5 航空機燃料譲与税

(1) 譲与総額

航空機燃料税収入額の9分の2に相当する額

(2) 譲与団体

空港関係都道府県及び空港関係市町村

(3) 譲与の基準

航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額のうち3分の1の額を着陸料の収入額により、他の3分の2の額を一定の騒音基準に該当する地区内の世帯数によってあん分して譲与する。(空港関係市町分)

(4) 譲与の時期

9月及び3月

(5) 使 途

航空機の騒音により生ずる障害の防止、空港及びその周辺の整備その他政令で定める空港対策費用